

<アジ>

対照的な、2つの町を知りました。

どちらの住民も、首長が進める原発の誘致政策に反対しておりました。

新潟県巻町では住民の意思が勝利し、福島県双葉町では、住民の意思が潰されました。

結果、2つの町は対照的な道を進んでいます。

巻町は原発反対運動の先駆と讃えられ、双葉町は原発汚染の被害に永く苦しめられる状況にあるのです。

新潟県巻町と、福島県双葉町。

この2つの町の現在の差こそが、住民の意思というものの重さそのものだと、私は感じました。

あの時、住民の意思が反映されたからこそ！

あの時、住民の意思が潰されてしまったために…

私は、この2つの町の、対照的な現在を見たその時、

住民の意志とは

現在の地方自治という仕組みの在り方に、強く、憤りを覚えたのです。

地方議会においては、住民不在の政治が行われているのです

地方議会で、首長が、政策のほとんどを実現させています。

そして、その決定に対して住民は強い、不満を抱いているのです。

しかし、政策に対する住民の要求は、議会に否定されてしまいます！

首長の独善的な政策の決定がまかり通っているのであります！

このような政治は、断じて！地方自治と呼ぶことはできないのであります！

本弁論の目的は、住民が、自らの町の将来を決める機会を確立することにあります！

地方議会においては、首長が行政を担い、

地方議員が、首長に対する監視と、政策を作る役割を担っております。

そして、住民の意見をもとに、この両者によって地方議会が運営されることとされています。

では、この地方議会の現状をご説明致します。

1点目に、政策決定と民意の状況をご説明致します。

首長が提案した条例案のほぼ全てが、議員による修正・反対がなされずに可決されております。

つまり、どのような政策でも、首長が提示すれば、可決される状況なのであります。

その一方で、全国の9割の地方議員は、条例案を提出しておりません。

そして、残る1割の議員は条例案を提出していますが、4%しか可決されていません。

このように、地方政治において、首長のみによる政策決定がまかり通っているのであります！

その結果、2011年に読売新聞が行った全国世論調査によれば、国民の実に7割もの人が、地方議会が住民の意思を反映していない、と答えているのです！

2点目に、地方議会に対する住民の意思をご説明致します。

これまで、地方政治において、600件の住民投票の請求がなされてきました。

請求は、1996年の新潟県巻町での日本初の住民投票以後、増えてきております。

住民投票とは、政策に対して、賛成や反対、見送りの立場を、住民全体の投票によって明確にする方法であります。

つまり、首長と議員の政策決定に対しての、明確な意志表示となります。

以前は、経済成長のため、地方の有望家による住民への利益配分が可能でありました。しかし、価値観の多様化により、住民への包括した利益配分は困難となっています。このような時代であるからこそ、(住民投票の認識も変化してきており、) 請求が増えてきているのであります。

次に、住民投票の請求の具体例をご説明致します。

東京都 立川市での、立川基地 跡地利用問題についての請求

青森県 六ヶ所村での、放射線廃棄物の受け入れ問題についての請求

神奈川県 横須賀市での、米軍原子力空母受け入れ問題に関する請求

このように、住民の生活にとって非常に重要な問題に関して、請求がなされてきました。しかし、現状では、住民が地方議会に対して請求を行ったとしても、首長と議員に否決されてきています。

実際に、今までで請求が可決されたものは、わずか2割未満であり、請求の8割が、首長と議会によって棄却されているのであります！

では、これら現状の原因を3点に分けて、ご説明致します。

1点目、首長の権力の優越性

2点目、住民投票に関する法の未整備

1点目の首長の権力の優越性、についてご説明致します。

首長の権限は、地方議員と比べて格段に大きく認められています。

首長は、予算提案権や議会招集権、専決処分の行使を認められています。

予算提案権とは、自治体行政のあり方を決めるための予算案を提案する、地方議会においての重要な決定事項です。

議会招集権とは、地方議員を議会に招集し、議会を解散するための権限であり、議会を招集することができなければ、議員は議会活動を行うことが出来ません。

専決処分とは、本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄について、首長が議会の議決・決定の前に自ら決定することです。

専決処分は、2000年からの4年間で3万3千件もなされてきました。

そして、専決処分は議会が反対しても、覆すことが出来ないのです。

これらにより、首長だけが予算を提案することができ、さらには、議会の招集を行わずにも、首長の独断で政策を実施することさえ出来るのであります！

(このように、首長が優越的な権限を有しているため、

議会が存在意義を見出すために、首長との癒着関係が生まれやすいのです。

首長よりも弱い立場の議員らは、自分の政治的実績を作るために、首長との親密性を保とうとします。その結果、議員と首長との間で、密談や根回しが行われ、首長提案の議案に対する修正や否決を行わなくなったのであります。)

2点目の住民投票に関する法の未整備、についてご説明致します。

今まで、地方自治法改正において住民投票に関する法を設置しようという試みが総務省によってなされてきました。しかしながら、全国知事会など地方六団体が「議会制民主主義の根幹を変質させる」という理由で反発していました。

その結果、住民投票法が盛り込まれた地方自治法の改正案が、国会上程を見送

られ、現在も、未整備のままなのであります！

以上の原因に対して、二つの政策を提示させていただきます。

1点目、首長の権限行使の抑止と、議会への権限の付与

首長による専決処分の行使に対して、議会が反対議決を行うことができるようにします。専決処分に対して、議会は反対議決を行い、専決処分の撤回、さらには、その後の専決処分の行使を、議会の承諾を得ないまま出来ないものとし、これにより、首長は独善的に専決処分を行うことが難しくなります。加えて、予算提案権と議会招集権を付与し、同等の関係にします。

2点目、議会制民主主義と両立可能な住民投票法の整備。

住民が、不満を感じる政策の実施を止める有効策として、住民投票を実施するための法を、議会制民主主義と両立可能な形で地方自治法の中に整備します。具体的には、住民が一定の署名を集めた時点で、地方議会の政策に対する要求と、新たな政策実施の請求を行えるものとし、

そして、請求を受けた地方議会は、その請求を審議することを義務とします。審議の結果、請求が否定された場合にも、住民投票を必ず実施するものとし、そして、地方議会と首長は、その住民投票を尊重するものとし、署名を集める期間も、現状の制限をなくし、無期限にできるものとし、これは実際にアメリカの地方自体において導入されております。

地方分権化改革が行われ、地方政治は、ますます住民の生活と密接に結び付くようになり、重要となりました！

だからこそ！

自分の住む町で、自分たちの判断によって、自分たちの町の将来を作ることができる社会を、作ろうではありませんか！

ご清聴、ありがとうございました。